

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月 22日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第 9 6 号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第 2 2 条 [略] 2・3 [略] 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 5～1 0 [略] （介護時間） 第 2 2 条の 2 [略] 2 <u>育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>（3 歳未満の子を養育する職員に対する意向確認等を行う期間）</u> 第 3 1 条 <u>条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、3 歳に満たない子を養育する職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。</u>	（介護休暇） 第 2 2 条 [略] 2・3 [略] 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 5～1 0 [略] （介護時間） 第 2 2 条の 2 [略] 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u>

<u>第 3 2 条</u> [略]	<u>第 3 1 条</u> [略]
<u>第 3 3 条</u> [略]	<u>第 3 2 条</u> [略]
<u>第 3 4 条</u> [略]	<u>第 3 3 条</u> [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。